

日本年金機構からのお知らせ

お願い 社会保険料の納付には口座振替をご利用ください

社会保険料は、対象月の翌月末日(末日が土日祝日の場合は翌営業日)が納付期限です。

社会保険料の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

口座振替を利用すると・・・

- ①納付するための移動時間や手間を削減できます。
- ②口座振替を開始した後は、毎月自動で保険料が引き落とされ、口座振替手数料の負担もありません。
- ③社会保険料の還付が発生した場合、自動で振替口座に還付を行うため、手続きが省略できます。

さらに、オンライン事業所年金情報サービスをあわせて利用すると・・・

- ④口座振替をした場合に送付される「保険料納入告知額・領収済額通知書」を、電子データで受け取れるため、郵送より早く確認することができます。

口座振替の手続き方法については、裏面下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

ご案内 算定基礎届のご提出はお済みですか

算定基礎届は、年金記録および将来の受け取りに反映される大切な届書です。

事業主は、原則一年間（9月から翌年8月まで）の標準報酬月額を新たに決定するため、算定基礎届を提出する必要があります。

提出がお済みでない場合はお早めにご提出ください。

提出先：事務センター、所在地を管轄する年金事務所

提出方法：電子申請、電子媒体（CDまたはDVD）、郵送、窓口持参

なお、算定基礎届の様式や記入方法は、日本年金機構ホームページに掲載しています。

詳細は、裏面下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

お願い 従業員に「標準報酬月額」の通知をお願いします

提出された資格取得届や算定基礎届等により決定した「標準報酬月額」は、「標準報酬月額決定（改定）通知書」等で事業主の皆さまにお知らせしています。

この標準報酬月額や標準賞与額は、被保険者が負担いただく保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要な情報です。各種通知内容は事業主から被保険者にすみやかに通知することが法律により義務づけられています。

通知書がお手元に届きましたら、被保険者（従業員）に必ず「標準報酬月額」および「給与や賞与から控除される保険料額」をお知らせください。

令和2年4月以降、国民年金第3号被保険者（国民年金第2号被保険者の被扶養配偶者）の資格は、原則として国内居住者に限定されました。ただし、留学生や海外赴任に同行する方等の日本国内に生活の基礎があると認められる方については、国内居住要件の例外（以下「海外特例要件」という。）として、海外転出後は、海外特例要件の有無に応じて、下表のいずれかにより手続きが必要です。

海外に転出したときは、海外特例要件該当の有無に応じて、下表のいずれかにより手続きを行ってください。

手続きが確認できない場合は、国民年金第3号被保険者の資格を喪失します。なお、手続きは、国民年金第2号被保険者が勤務する事業所（事業主）を経由し、速やかに行ってください。

海外特例要件に該当する場合	海外特例要件に該当しない場合
必要な書類（査証（ビザ）の写し等）を添付のうえ、 国民年金第3号被保険者関係届（健康保険被扶養者（異動）届） により、国民年金第3号被保険者の認定の手続きを行ってください。 ※ 留学生や海外赴任に同行する方以外にも海外特例要件に該当するケースがあります。詳細は、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。	国民年金第3号被保険者関係届（健康保険被扶養者（異動）届） により、国民年金第3号被保険者資格の非該当（資格喪失）の手続きを行ってください。 ※ 日本国籍の方は、任意加入の手続きにより、海外転出後の期間についても国民年金に加入することができます。（保険料の納付が必要です。）



年金だより

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・保険料・給付等について、事業所や地域において啓発、相談、助言等の活動を行う民間協力員です。年金委員には、当機構から定期的に制度改正や手続きに関する情報提供を行っています。

年金委員は、活動範囲によって「職域型」と「地域型」の2種類があり、ここでは主に事業所内で活動いただく、「職域型」年金委員をご案内します。

【職域型年金委員とは】

委嘱対象者	適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 等
活動範囲	主に事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ○ 公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ○ 当機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加 等

「職域型」年金委員が設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。詳細は下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構公式X（旧Twitter）@Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせ等を随時発信しています。
ぜひフォローいただきご活用ください。
https://x.com/Nenkin_Kikou

